2025年日本国際博覧会

生ごみ等収集運搬

業務仕様書

**１ 名称**

2025年日本国際博覧会 生ごみ等収集運搬業務(概算契約)

**２ 目的**

本仕様書は、発注者が2025年日本国際博覧会の開催に伴い生じた食品廃棄物（以下「生ごみ」という。）並びに堆肥化可能な生分解性プラスチックの食器（以下「堆肥化可能な食器」という。）の収集運搬を受注者に委託するにあたり、当該委託業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものである。

**３ 定義**

この仕様書において「生ごみ」とは、2025年日本国際博覧会の会場内において参加者が運営する飲食店舗施設で提供される食品が食用に供された後に若しくは食用に供されずに、廃棄されたもの又は食品提供の製造、加工若しくは調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいい、貝殻、骨、卵の殻、トウモロコシやパイナップルの芯、タケノコの皮以外の分別された食品残渣を含むものとする。なお、プラスチック類、金属・ガラス類、紙類その他の異物は食品残渣には含まない。

また、「堆肥化可能な食器」とは、同博覧会の会場内の飲食店舗施設における飲食物の提供時に使い捨て食器として使用し、生ごみと併せて堆肥化処理することができる生分解性プラスチックの食器をいう。

**４ 一般事項**

(1) 発生場所の名称及び所在地

2025年日本国際博覧会会場メインストックヤード（大阪市此花区夢洲）

(2) 履行期間

契約締結日から令和７年10月31日まで

(3) 予定数量

260,000ｋｇ（日量1.65ｔ）

019,500ｋｇ（日量124ｋｇ）

※　なお、予定数量については、「生ごみ」は過去の同種イベント実績や会場内での再資源化できる想定最大量、「堆肥化可能な食器」は飲食店舗施設での想定喫食数からあくまで推計した予定数量であるため、この量を上回るあるいは下回る場合もある。よって、資源化処理量を確約したものではない。また、予定数量と実際の数量との差異について、受注者は異議を申し立てることができない。

**５ 委託業務内容**

生ごみ及び堆肥化可能な食器収集運搬業務

ア 生ごみ及び堆肥化可能な食器の収集

(ｱ) 収集は、別紙２で指定する収集場所について行う。ただし、運営上その他の理由で収集先を変更する場合は、発注者は変更内容を指示するものとする。受注者はその指示に従って収集先を変更するものとする。

(ｲ) 受注者は、最初の収集日以前に次の準備を行うものとする。

ａ 試走を行った上で収集ルート表を作成し、作業実施までに発注者に提出すること。収集ルート表は(ｴ)で指定する収集時間を遵守できる内容のものであること。

ｂ 収集場所を発注者立会いのもとで確認すること。

(ｳ) 収集日は、毎日（日曜日を除く）を基本とし生ごみ及び堆肥化可能な食器をすべて回収できるように発注者と協議のうえ設定するものとする。

(ｴ) 収集時間は、原則として午前10時00分から午後３時00分までの間とする。ただし、発注者が特に認めた場合は、収集時間を早め、または遅くすることができる。

(ｵ) 受注者は、事前に発注者の許可を得た場合に限り、(ｳ)の収集日について、日曜日を収集日に設定することができる。

(ｶ) 受注者は、臨時休場や工事等による開場休止その他の事情により、発注者が回収不能として指定する日及び期間中は、協議のうえで収集を行わないものとする。

(ｷ)収集作業にあたっては、受注者がポリ袋に入った生ごみ及び堆肥化可能な食器をポリ袋ごと収集し、可分な状態で運搬車両に積み込むものとする。

(ｸ) 受注者は、交通障害や天候等の理由により、収集時間が大幅に遅れる場合又はそのおそれのある場合に備え、発注者との連絡体制を整えるものとする。

イ 生ごみ及び堆肥化可能な食器の運搬

(ｱ) 当該委託業務と何ら関係のない他の廃棄物との混載は原則認めない。

(ｲ) 運搬車両は生ごみ及び堆肥化可能な食器が可分な状態で運搬できる構造で、汚水、臭気等が飛散、流出及び漏洩するおそれのない水密性のある構造とする。なお、水密性のある構造には、収集積載時に専用コンテナボックスを利用する場合も含む。ただし、専用コンテナボックスは受注者の負担で用意するものとする。

(ｳ) 使用車両は、当該委託業務の履行に必要な一般廃棄物及び産業廃棄物収集運搬業許可に係る登録車両とする。使用車両のナンバーと当該車両が有する設備は事前に発注者に書面で報告するものとする。

(ｴ) 運搬先（処理施設：三重県伊賀市）への搬入にあたっては、生ごみ及び堆肥化可能な食器それぞれ搬入量を把握するため、検量を受けるものとする。

(ｵ) 受注者は毎月計量伝票（写しでも可）及び報告書を発注者に提出するものとする。報告書の内容は毎日の収集量、最終収集時刻及び処理施設搬入時刻とする。

**６ 業務報告等**

受注者は、毎月の委託業務が完了したときは、直ちに業務完了報告書、受入時の計量伝票（写しでも可）を毎月10日まで（10月については、10月31日以前の開庁日まで）に発注者に提出するものとする。

**７ その他**

(1) 履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

(2) 受注者は、作業の実施にあたっては、事故の発生することのないよう十分注意を払うものとする。

(3) 収集運搬にあたっては、受注者は、生ごみ収集場所の清掃に努めるとともに、飛散又は流出しないようにするものとする。

(4) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。

(5) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

(6) 受注者は、従業員がさまざまな人権問題について、正しい知識をもって業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

　　　本項目は契約後記入とする。　　　　　　　（別紙１）

１　収集運搬に関する事業範囲

（積み込み場所）

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

（積み下ろし場所）

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

（別紙２）



収集場所

メインストックヤード

**（収集運搬業務用）**

**特記事項**

**一般廃棄物収集運搬業務**

（１）2025年日本国際博覧会の会場内メインストックヤード（以下「集積場所」という。）において貯留された事業系一般廃棄物（食品廃棄物）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係法令に基づき、適切に収集運搬するもの。

（２）廃棄物の種類　　事業系一般廃棄物

（３）発注予定数量　　260,000kg（令和７年４月13日から同年10月13日までの６ヶ月分）

（４）収集頻度　　　　157回程度（目安として１日１回：1,650kg／日）

（５）資格等条件

　　　①大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有すること。

（６）委託する業務範囲

　　　　集積場所からの収集及び発注者が指定する処分業者（以下「処分業者」という。）の事業場までの運搬にかかる関係業務すべてとする。なお、収集場所で発注者から指示される一般廃棄物（食品廃棄物）のみを積載し、他の事業所の廃棄物を混載しないこと。

　　　　ただし、本業務委託で指示する産業廃棄物については、この限りではない。

（７）収集運搬車両

　　　　使用する車両は、車種規制非適合車以外のごみ運搬専用車両を使用し、その車両の両側面に一般廃棄物を収集している旨の表示、業者名、許可番号を掲示すること。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

（８）搬入先

収集した一般廃棄物については、処分業者の事業場（堆肥化施設）まで適切に運搬する。

（９）報告等

発注者により計量した一般廃棄物を搬出し、処分業者の事業場での計量値をもって作業出来高として毎月業務完了の翌月10日までに事業系一般廃棄物搬出報告書を提出すること。

**産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬業務**

（１）2025年日本国際博覧会の会場内メインストックヤード（以下「集積場所」という。）において貯留された産業廃棄物（廃プラスチック類）を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係法令に基づき、適切に収集運搬するもの。

（２）廃棄物の種類　　産業廃棄物（廃プラスチック類）

　　　　　　　　　　　　事前処理（洗浄、選別）は行っていない。

（３）発注予定数量　　19,500kg（令和７年４月13日から同年10月13日までの６ヶ月分）

（４）収集頻度　　　　157回程度（目安として１日１回：124㎏／日）

（５）資格等条件

　　　①積み込み場所（大阪市）と積み下ろす場所の産業廃棄物収集運搬業許可を有すること。

（６）委託する業務範囲

　　　　集積場所から発注者が指定する処分業者（以下「処分業者」という。）の事業場までの収集運搬にかかる関係業務すべてとする。

（７）収集運搬車両

　　　　使用する車両は、車種規制非適合車以外のごみ運搬専用車両を使用し、その車両の両側面に産業廃棄物を収集している旨の表示、業者名、許可番号を掲示すること。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車ＮＯｘ・ＰＭ法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

（８）報告等

発注者により計量した産業廃棄物の引渡しの際に、発注者が発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下「マニフェスト」という。）に適正に処理されたことを正確に記録し、処理後速やかに提出すること。

1. マニフェストは、原則として、法第12条の５第１項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）を利用するものとする。
2. 受注者は、電子マニフェストを利用可能であることを証するものとして、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの発行する電子マニフェストの加入証の写しを契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。
3. 発注者が電子マニフェストに必要事項を入力の上、産業廃棄物搬出の都度、受注者に交付するので、受注者はこれを受領すること。
4. 受注者は、収集運搬の完了後に電子マニフェストの運搬終了報告を提出の上、処分業者に引き継ぐこと。
5. 処分業者の事業場での計量値をもって作業出来高として毎月業務完了の翌月10日までに産業廃棄物（廃プラスチック類）業務完了報告書を提出すること。

（９）受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙１記載のとおりであり、法で規定する、許可を要する場合にあっては、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（以下「許可証」という。）（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

（10）搬入量の確認および帳票の提出

本業務における廃棄物の搬入量について、発注者が必要に応じて確認書類の提出を求める場合があるため、適切に把握し、対応できるよう準備しておくこと。

（11）収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された各廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

（12）作業実施上の留意遵守事項

1. 排出された廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
2. 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
3. 収集場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
4. 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
5. 廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

（13）再委託の禁止

1. 受注者は次の各号に掲げるものを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等

イ 各廃棄物の収集運搬業務

ただし、法に規定する再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

1. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
2. 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

（14）適正処理に必要な情報

1. 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

|  |  |
| --- | --- |
| 産業廃棄物の発生工程 | 2025年日本国際博覧会業務による発生 |
| 産業廃棄物の性状及び荷姿 | 収集時の現状 |
| 通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化 | 収集時の現状 |
| 他の廃棄物との混合等により生ずる支障 | － |
| 産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950 号に規定する有害物質（鉛等 6 物質）の含有マーク表示に関する事項 | － |
| 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無 | 無し |
| その他取扱いの注意事項 | 各関係法令を遵守すること |

1. 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
2. 発注者は、上記①及び②の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

（15）委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

1. 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

1. 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

**報告日　　　　　　年　　月　　日**

**事業系一般廃棄物（搬出）業務完了報告書**

社　　　　名

業務責任者名

**○一般廃棄物（堆肥化施設搬入）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **月分** | | | |
| 日（曜日） | 搬入重量（kg）  収集時刻／搬入時刻 | 日（曜日） | 搬入重量（kg）  収集時刻／搬入時刻 |
| １（　　) | ：　　／　　： | １７（　　) | ：　　／　　： |
| ２（　　) | ：　　／　　： | １８（　　) | ：　　／　　： |
| ３（　　) | ：　　／　　： | １９（　　) | ：　　／　　： |
| ４（　　) | ：　　／　　： | ２０（　　) | ：　　／　　： |
| ５（　　) | ：　　／　　： | ２１（　　) | ：　　／　　： |
| ６（　　) | ：　　／　　： | ２２（　　) | ：　　／　　： |
| ７（　　) | ：　　／　　： | ２３（　　) | ：　　／　　： |
| ８（　　) | ：　　／　　： | ２４（　　) | ：　　／　　： |
| ９（　　) | ：　　／　　： | ２５（　　) | ：　　／　　： |
| １０（　　) | ：　　／　　： | ２６（　　) | ：　　／　　： |
| １１（　　) | ：　　／　　： | ２７（　　) | ：　　／　　： |
| １２（　　) | ：　　／　　： | ２８（　　) | ：　　／　　： |
| １３（　　) | ：　　／　　： | ２９（　　) | ：　　／　　： |
| １４（　　) | ：　　／　　： | ３０（　　) | ：　　／　　： |
| １５（　　) | ：　　／　　： | ３１（　　) | ：　　／　　： |
| １６（　　) | ：　　／　　： | 合　計 |  |

**【添付資料】　計量伝票（※処理施設に搬入時のもの）**

**報告日　　　　　　年　　月　　日**

**産業廃棄物（廃プラスチック類／収集運搬）業務完了報告書**

社　　　　名

業務責任者名

**○産業廃棄物（廃プラスチック類／収集運搬）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **月分** | | | |
| 日（曜日） | 収集運搬重量（kg） | 日（曜日） | 収集運搬重量（kg） |
| （　　) |  | （　　) |  |
| （　　) |  | （　　) |  |
| （　　) |  | （　　) |  |
| （　　) |  | （　　) |  |
| （　　) |  | （　　) |  |
| （　　) |  | 合　計 |  |

**【添付資料】　計量伝票（※処理施設に搬入時のもの）**